

人口減少に打ち勝ち、**笑顔**で暮らせる島根をつくる



令和7年12月16日
地方創生・行政改革
調査特別委員会
政策企画監室

資料2

島根創生計画の実施状況に対する 島根県総合開発審議会委員からのご意見

目次

島根県総合開発審議会委員からのご意見及び県の考え方・対応

島根創生計画に関するご意見

I 活力ある産業をつくる (No 1 ~ 1 1)	1
II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる (No 1 2 ~ 1 4)	7
III 地域を守り、のばす (No 1 5 ~ 1 8)	9
IV 島根を創る人をふやす (No 1 9 ~ 2 8)	1 1
V 健やかな暮らしを支える (No 2 9 ~ 3 0)	1 7
VI 心豊かな社会をつくる (No 3 1 ~ 3 5)	1 8
VII 暮らしの基盤を支える (No 3 6 ~ 3 7)	2 2
その他【島根創生の取組全般にかかるもの等】(No 3 8 ~ 4 1)	2 3

No	意 見	県の考え方・対応
1	<p>I – 1 – (1) 農業の振興</p> <p>●持続可能な米づくり 持続可能な米づくりに向けては、米について、農家が再生産可能な価格であると同時に消費者にご理解いただける価格であることが必要。</p>	<p>持続可能な米づくりに向けては、生産者が経営を継続できる所得を確保することと、消費者の理解を得られる価格形成が必要であると考えております。</p> <p>国に対し、重点要望等の機会を通じて、生産者の経営継続が困難な米価に下落することがないよう、より正確な全国の生産量と需要の実態を把握した上で、適切な需給見通しを示すとともに、価格高騰による消費者への影響を緩和するための支援策を講じるよう、要望してまいります。</p>
2	<p>I – 1 – (1) 農業の振興</p> <p>●環境に配慮して農業に従事する若者・小規模農家への支援 環境問題に危機感を持つ若者が農業を目指すケースが見られる。他方、農林大学校を卒業しても、農業で生計が立てられず、離農するケースもある。大規模農業への支援だけではなく、有機農業や自然農などに取り組む小規模農家や、若い就農者が生活できるような支援が必要。</p>	<p>農業者が経営を継続できる所得の確保に向けて、有機農業など付加価値の高い農業の取組を進め、販路開拓や生産安定技術確立などの支援を行っているところです。</p> <p>一方で、地域農業の維持には、認定農業者などの担い手に加えて、農地の受け手や地域の共同活動に参加する人など、様々な人材が必要であることから、小規模農業を営みながら他産業で生活に必要な所得を確保する半農半Xなど、多様な人材を確保するための支援を行っております。</p> <p>また、農林大学校の学生が卒業後、農業で自立・定着できるように、一旦農業法人などに雇用就農し、技術習得や経営開始に必要な資金を確保してから、将来的に自営就農に向かうための支援として、令和7年度から新たに自営就農支援員を、農林大学校内に配置しました。今後、雇用から自営への移行を円滑に進めるための支援を行ってまいります。</p> <p>若い農業者の就農直後の経営確立に向けては、引き続き各種補助事業等により支援を行ってまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
3	<p>I – 1 – (3) 水産業の振興</p> <p>●水産業における安心快適な職場環境づくり 高温期が長期間続く中でも、漁業を魅力ある職業とするため、従事する漁業者の労働環境の改善、船上における遮熱、冷房、猛暑に対応した省力機器の導入、漁獲物の鮮度保持のための魚槽の保冷機能強化など、安心快適に働ける職場環境づくりに向けて具体的な対策の検討をお願いしたい。</p>	<p>漁獲物の鮮度、品質の保持対策については、県の「水産業省エネ・省コスト機器等導入緊急支援事業」や「沿岸自営漁業所得向上対策事業」により高性能な保冷機器等の導入を含む漁業者の鮮度保持の取組を支援してまいります。</p> <p>労働環境の改善、船上における遮熱、冷房、猛暑に対応した省力機器の導入については、現在、県の支援事業はありませんが、国の「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」等が、漁船の建・改造時に活用可能と考えています。</p>
4	<p>I – 1 – (3) 水産業の振興</p> <p>●漁業の担い手育成、所得向上等の取組 漁業の担い手育成や漁業者の所得向上、アユの優良種苗系統作出は水産業の振興に必要な事業であると考えているので、引き続き取組をお願いしたい。</p>	<p>令和2年度から、漁業技術の習得研修や新漁法の導入などにより沿岸自営漁業者の確保と所得向上に、県内産種苗の放流拡大によりアユ資源の確保・安定化に重点的に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、今年度からの第2期島根県農林水産基本計画に基づき関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
5	<p>I – 2 – (4) 成長を支える経営基盤づくり</p> <p>●中小企業への支援 物価高騰の中、賃上げへの対応で厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対する補助を継続してほしい。</p>	<p>厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対しては、深刻な人手不足などに対応するため、省力化投資等支援事業による支援を行っております。</p> <p>また、エネルギー価格・物価高騰対策として実施してきたエネルギーコスト削減効果の高い設備投資等への支援について、既に支援を受けた企業も再度支援が受けられるように見直したほか、補助金の上限額を1.5倍に引き上げました。</p> <p>引き続き、国の予算も活用しながら中小企業・小規模事業者の経営支援に取り組むとともに、国に対して財政措置をしっかりと求めてまいります。</p>
6	<p>I – 2 – (4) 成長を支える経営基盤づくり</p> <p>●電気代の軽減措置 県内の中小企業は後継者不足、物価高騰、人手不足、最低賃金上昇への対応などで厳しい状況にあり、廃業を検討せざるを得ない企業も多い。 現在、電気料金が非常に高い状況にあり、事業者にとっても家庭にとっても大きな問題となっている。島根には原発があることを活かして、電気料金が安くなるような支援ができないか。</p>	<p>県では、国からの交付金を活用し、松江市内の対象地域の住民や企業を対象とする実質的な電気料金の割引となる補助金を交付しています。</p> <p>また、島根原子力発電所を有する中国電力株式会社へは、今後の決算で財務状況が改善し、例えば株主に対して安定配当ができるような状況になれば、料金の引き下げを検討・実施していただくよう、要請しています。</p> <p>なお、後継者不在による休廃業が生じないよう、専門の事業承継推進員による相談対応、事業承継計画の策定などを関係機関と支援しております。加えて、エネルギーコスト削減効果の高い設備投資等への支援について、既に支援を受けた企業も再度支援が受けられるように見直したほか、補助金の上限額を1.5倍に引き上げました。</p> <p>引き続き、中小企業・小規模事業者の経営支援に取り組んでまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
7	<p>I – 2 – (4) 成長を支える経営基盤づくり</p> <p>●県内事業者における経営体力の向上 最低賃金の状況や経営革新計画に取り組む事業所数が少ない現状を踏まえると、県内事業者における経営改善等を進めるために、経営者に向けたアドバイスや専門家のコーディネートが重要。県としても橋渡し役をしっかりと担っていただきたい。</p>	<p>県内事業者が経営改善や経営革新の取組を進める場合、各社の経営課題を整理し、計画策定などを支援するため、事業者に向けた外部の専門家を派遣するアドバイザー派遣事業を実施しており、経営者を含めて専門的な助言が受けられるよう取り組んでいます。</p> <p>制度の実施に当たっては、事業者に身近な商工団体等を問い合わせ窓口にしており、事業者にあった支援をコーディネートできる体制を整備しております。</p> <p>特に、今年度は、物価高騰や米国関税措置など経営環境が厳しくなっていることを踏まえ、予算を拡充し、県内事業者の取組を支援しております。</p>
8	<p>I – 2 – (4) 成長を支える経営基盤づくり</p> <p>●地元事業者への公共事業の優先発注 大規模公共事業や民間の建設事業について、県外事業者が元請けとなるケースが多い。まずは公が地元企業へ優先発注することで、民間の取引にもその取組が広がっていくと考える。公契約条例などにより地元企業への優先発注、労働者への配分などを図っていただきたい。</p>	<p>県内中小企業の振興については、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、取組を進めています。この中で、工事発注や物品等の調達において、県内中小企業の受注機会の確保に努めることとしており、条例に基づき、地元企業の優先発注についても取組を進めています。また、近年、物価等の高騰や人件費の上昇が続く中で、市場価格等に十分に配慮した適正な価格水準での発注を行うことに努め、中小企業の人件費の引き上げなどの原資が確保できるよう取り組んでおります。</p> <p>併せて、県が発注する公共事業においては、橋梁の上部工やダムの本体など、県内事業者のみでは対応が困難な特殊工事を除き、ほぼ全ての公共工事を県内業者に発注しています。引き続き、県内企業が受注できるよう、適切な制度運用に取り組んでまいります。</p> <p>公契約条例の制定については、賃金の下限額の合理的な設定や個人ごとの賃金の確認、また民間受注業務への影響など様々な課題があると考えております。引き続き、国や他の自治体の状況などを調査・研究してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
9	<p>I – 2 – (5) 産業の高度化の推進</p> <p>●誘致企業と地元企業の人材確保 誘致企業による新規雇用計画数について、高い目標値を掲げている中で、地元の中小企業の人材確保は難しい状況になるのではないか。</p>	<p>企業立地は、県外企業の新規立地と県内企業の再投資の両面で取り組んでおり、ご指摘いただいた目標値は、島根県内の中小企業が事業拡大した際の新規雇用計画数も対象としています。</p> <p>毎年、多くの若者が進学や就職で県外に転出する状況のなかで、できるだけ島根に留まり、また、できるだけ多く島根に戻ってきてもらうためには、県内の高校生や県外に進学した学生等から選ばれる魅力ある事業所を増やしていくことが重要です。</p> <p>そのため、企業誘致の取組だけではなく、地元企業においても、魅力ある職場づくりに向けた支援や、学生などへの県内企業の情報発信などの取組を進めております。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
10	<p>I – 3 – (1) 多様な就業の支援</p> <p>●外国人の受入</p> <p>人口増加させる手段として、多様性を受け入れる観点からも、外国人に島根に移り住んでもらうことにも目を向けてはどうか。</p>	<p>県内の外国人住民数は、年々増加しており、令和7年1月1日時点では初めて1万人を超えるました。今年に入ても1月から8月の8か月間で約700人増加しており、今後も人材の不足を背景に、さらに増加することが見込まれます。</p> <p>外国人が島根に移り住む主な要因としては、県内企業等での就業があげられます。島根労働局が公表している「外国人雇用状況」の届出状況によると、令和6年10月末時点では県内の外国人労働者数は5,675人で、令和5年の4,978人から697人増加しています。平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高となっており、今後も増えることが予想されますが、外国人材を雇用するかどうかは、事業者それぞれが判断されるものと考えております。</p> <p>こうした状況のもと、企業向けの外国人材雇用情報提供窓口の設置に加え、県内企業に就業されている外国人材の職場への定着を図るため、外国人材（技能実習生または特定技能外国人）を受け入れている、または受け入れ予定の企業に対して、外国人材特有の事情に配慮した就労・居住環境の改善やコミュニケーション促進等の取組に要する経費の一部を助成する制度を、今年度新たに設けました。</p> <p>引き続き、県内企業等における外国人材の適正な雇用と職場定着を進めていくため、必要な情報提供や相談対応を行い、外国人材がいきいきと働き続けられる職場づくりを促進してまいります。</p> <p>加えて、外国人住民が安心して地域での生活が送れるよう、多言語での相談体制の整備や、日本語教育機会の提供等の支援を行っているほか、日本人住民向けに、多文化共生セミナーを開催するなど、多文化共生意識を醸成する取組を進めております。引き続き、市町村や関係団体等と連携し、多文化が共生する地域づくりに取り組んでまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
11	<p>I – 3 – (1) 多様な就業の支援</p> <p>●学生の県内就職</p> <p>学生の県内就職に当たっては、就職活動時の企業の対応やサポートが大切。丁寧な対応をすることで、県内企業を選んでもらうことにつながる。</p>	<p>県内外に進学した学生をはじめとする若者に、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就業意識を高めてもらうための情報や機会をきめ細かに提供していくとともに、企業自らが待遇や職場環境の改善に取り組んでいただき、採用力を強化していくことが必要です。</p> <p>企業において丁寧な対応につながるよう魅力ある企業情報の発信やインターンシップ等の積極的な活用への支援や、ワークライフバランスの実現と定着への支援により、島根で働き続けたいと思う若者を増やせるよう取り組んでまいります。</p>
12	<p>II – 1 – (1) 結婚への支援</p> <p>●「しまコ」の普及・発展</p> <p>出生数の増加に向けては、いかに婚姻数を増やすかが重要。コンピューターマッチングシステム「しまコ」について、県が運用していることによる安全性や、丁寧な対応などをPRして普及・発展していくよう取組を進めてほしい。また、成婚事例など、「幸せの報告」の発信も行ってはどうか。</p>	<p>「しまコ」については、令和5年度に県が行ったアンケート調査で、出会いの機会が少ない、または、ないと答えた方が9割を超える中、若い方における認知度が高まるようSNSを活用するなど、効果的なPRに取り組んでおります。引き続き「しまコ」が安心して利用でき、サポートが充実した会員制のマッチングシステムであることなどの魅力を伝え、利用促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、成婚実績や利用者の声などのほか、マンガを用いた成婚事例の紹介も行っているところであります。引き続き、PRの方法や内容についても工夫してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
13	<p>II-1-(1) 結婚への支援</p> <p>●「島コン」の目的の明確化</p> <p>東京などで定期的に開催している「島コン」について、島根への移住につなげる婚活支援なのか、関係人口や友達づくりなのか、目的が曖昧であり、参加者の不満も聞いている。事業目的が達成できるよう、参加条件や対象年齢について改めるべきではないか。</p>	<p>「島コン」は、東京で島根県出身者同士がもっと気軽に出会える場所がほしいとの声から、結婚による島根への移住支援を事業目的にしながらも、その糸口となる交流の場として幅広く参加者を受け入れてまいりました。</p> <p>今後の企画に当たっては、事業目的を明確にし、目的にあったイベントとなるよう内容や周知方法を見直すこととしております。</p>
14	<p>II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>●保育士の確保・職場環境の整備</p> <p>保育士確保についての支援はあるものの、離職率は高く、保育士不足が続いている。保育士が働きたい、働き続けたいと思えるような環境づくりが必要。また、保育所では、子どもの人数が減ることで運営費も減少し、せっかく確保している保育士を手放さなければいけないということが起きており、保育所が「雇用し続けられる」ことも大切。</p>	<p>保育士の皆さんのが働きやすい環境づくりについては、保育所の管理職等を対象とした「働きやすい職場づくりセミナー」の開催や、新人保育士をサポートする「エルダー制度」の実施、業務の負担軽減を図るためのＩＣＴ導入等など保育所の取組を支援しているほか、保育士の待遇改善について、国に働きかけも行っているところです。</p> <p>また、保育所の利用児童が減少する中、保育所の運営を支援するため、利用児童数が20人未満の小規模な民間保育所に対して、県単独補助を行っており、国に対しても安定的な施設運営が行えるよう必要な財政支援を求めているところです。</p> <p>引き続き、地域の保育環境の維持に向けて、保育士の皆さんのが働きやすい環境づくりや、小規模な民間保育所の運営を支援してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
15	<p>III-1-(1) 小さな拠点づくり</p> <p>●集落支援員が果たす役割 地域の担い手確保について、集落支援員が果たす役割に期待している。また、地域づくりを頑張っている地域の横のつながりにより、好事例を共有していくことが大切。</p>	<p>集落支援員については、地域を支える重要な役割を担っていると認識しており、今年度から集落支援員を対象とした研修やアドバイザー派遣の制度を設け、スキルアップ支援に取り組んでいるところです。</p> <p>また、好事例の共有については、小さな拠点づくりにおける先進事例の取組の過程、成果などを「しまねの郷づくり応援サイト」をはじめ様々な広報媒体を活用して県民の皆様に周知を図っております。</p>
16	<p>III-1-(1) 小さな拠点づくり</p> <p>●移動販売事業への支援 移動販売事業について、立ち上げ支援はあるものの、ランニングコストへの支援がない。中山間地域に住む高齢者にはかけがえのない事業であり、スタッフとの交流の場にもなっている。どうすれば維持していくのか、市町村と議論の場があるといいし、行政の積極的な関与をお願いする。</p>	<p>移動販売事業については、ご意見のとおり、買い物機能のみならず高齢者の交流の場としても活用されるなど、地域にとって大切な取組と認識しています。</p> <p>一方で、買い物機能を維持・確保するためには、移動販売のみならず、最寄りのスーパー、商店への交通の確保なども併せて検討する必要があると考えます。</p> <p>いずれにしましても、買い物を含め生活機能の維持・確保を図るために、それぞれの地域の実情に応じ進める必要がありますので、基礎自治体である市町村において、まずは検討・実施された上で、県としては、その課題や求めに応じて何ができるか検討してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
17	<p>III-1-(1) 小さな拠点づくり</p> <p>●路線バスの利便性向上 地域内ではデマンド交通があるものの、地域外からの来訪を考えると、公共バスの利便性確保に向けた工夫が必要。</p>	<p>路線バスの利便性を高めるため、A Iによる配車システムや、キャッシュレス決済機器の導入を支援してきました。</p> <p>また、市町村の主催する地域公共交通会議の場に県も参画し利便性確保に向けた検討を進めるほか、県や市町村の担当者で構成するワーキンググループにおいて、先進的事例の共有などを行っているところであり、引き続きこうした取組を通じて公共バスの利便性確保に向けて取り組んでまいります。</p>
18	<p>III-1-(2) 持続可能な農山漁村の確立 III-4-(3) 産業インフラの整備促進</p> <p>●藻場保全や漁場整備等の取組 藻場の保全や生態系維持、漁場の整備について、引き続き取組を進めていただきたい。</p>	<p>海洋環境の変化などにより海藻が減少する「磯焼け」の進行や、繁茂する海藻の種類の変化に対応するため、漁業者等が取り組む藻場の保全対策について、水産多面的機能発揮対策などを通じて支援してまいります。</p> <p>また、魚介類の良好な生息環境を整備することで資源の維持、増大を図り、漁業者の所得向上に資する魚礁、増殖礁、藻場礁を一体的に整備してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
19	<p>IV-1-(1) 学校と地域の協働による人づくり</p> <p>●探究学習における地域差の解消</p> <p>探究学習について、県内でも濃淡があるようを感じている。各地域の特性を活かしつつ、例えば、県内の巡回支援、県立大と連携した伴走人材の派遣、オンラインプラットフォームの設置など、濃淡をなくしていくための具体的な対策を進めていただきたい。加えて、高校においては、地域、企業、N P O等と連携を図って、ふるさとへの愛着心を育むために、高校生と地域をつないでいく具体的な方法を探究学習から広めていっていただきたい。</p>	<p>県教育委員会では、高校魅力化コンソーシアムを通じた地域と連携した教育を進めており、探究学習においても、各地域の状況に応じて、地元企業、県内大学、地域の方々の協力をいただきながら、生徒の活動の充実に努めています。</p> <p>今後も、各校への訪問によるサポートや探究学習担当者研修等を実施することで、全ての高校が地域の実情や特色を活かした探究活動に、積極的に取り組めるよう支援してまいります。</p>
20	<p>IV-1-(1) 学校と地域の協働による人づくり</p> <p>●「ガクチカ」できる機会の創出</p> <p>学校教育において探究学習を進め、多様な経験を積んで「ガクチカ」を進めるためには、学校での授業を改善し、地域に出かける時間を確保することが必要。企業での面接では、どんな経験を積んできたか、どんな学びをしてきたかを問われることが多く、ガクチカできるような機会を増やしていただきたい。</p>	<p>学校教育においては、学んだことを自分の人生や社会に活かせるよう、まずは基礎学力の定着に向けて取組を進める必要があります。</p> <p>その上で、ご意見にありますように、地域資源を活用した学びは重要だと考えており、各高校で「総合的な探究の時間」を中心に、地域での実体験や多様な人々との交流など社会につながる学習に取り組んでおります。今後も、地域課題や身近な社会問題の発見・解決を目指した学びや自らの興味・関心をさらに深める学び、自らのキャリア形成に生かすことができる学びをさらに進めてまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
21	<p>IV-1-(1) 学校と地域の協働による人づくり</p> <p>●ブラジル人の高校生への「へるん入試」の周知</p> <p>出雲市などのブラジル人は、定住志向が強まっている。大学進学を目指すブラジル人に対し、県外に出なくとも「へるん入試」により県内進学の道があることや、島根大学は中南米の東大と言われているサンパウロ大学と協定を結んでおり留学も可能であることなどを対象者に十分周知してほしい。</p>	<p>県立高校において、全ての生徒に対して、生徒の希望等を踏まえて、へるん入試を含めた県内大学への入試制度や県内大学での学びの内容を紹介するなど、進路実現の取組を引き続き行っています。</p> <p>なお、日本語指導が必要な生徒に対しては、宍道高校での受入を行い、その一人ひとりの希望に沿う進路指導に引き続き取り組んでまいります。</p>
22	<p>IV-1-(3) 地域を担う人づくり</p> <p>●大学生、中高生への少子化問題の啓発</p> <p>大学生、中高生に少子化問題の重大さを教え込まないといけない。将来困るのは自分たちである。</p>	<p>若者が地域の将来を自分事として考えられるよう意識を啓発するためには、ご意見にあります少子化問題をはじめ、高齢化などに起因する地域課題やその解決に取り組む地域住民の方々に触れ、自ら考える機会を設けることが重要であると考えています。</p> <p>公立学校においては、学習指導要領に基づき、社会科、地理歴史・公民科において必要に応じて取り上げております。また、地域の課題やそこで暮らす人々に触れる機会を創出し、地元への愛着や地元に役に立ちたいという思いにつながるふるさと教育や探究的な学びの取組を進めています。さらに、県内進学・就職の促進に向けた情報発信や、学校と企業との交流の場の創出や、大学等の求めに応じて学生に対し少子化や人口減少など島根を取り巻く諸課題について説明するなど、引き続き、若者が島根の将来を考える機会の創出に引き続き取り組んでまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
23	<p>IV-1-(3) 地域を担う人づくり</p> <p>●県内の専門学校における生徒確保 高卒で就職する割合が減っている中で、県内の専門学校における生徒数確保は厳しい状況。地元で生徒の奪い合いが続くと、せっかくある専門学校の存続も危ぶまれる。県内外の学生に対して島根には専門的な技術を学べる環境があるということを広報していってほしい。</p>	<p>県内外の学生に対して島根には専門的な技術を学べる環境がある旨については、これまで、専修学校の関係団体が作成する専修学校を紹介するパンフレット作成への支援のほか、県内の私立専修学校に対して、県内外の中高生に対しての説明会開催やWEBオープンキャンパスの開催への支援をしており、引き続き県内専修学校の生徒確保に向けて取り組んでまいります。</p>
24	<p>IV-2-(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信</p> <p>●SNSを活用したしまねの魅力発信 「誰もが、誰かの、たからもの。」のキーフレーズを使った島根の魅力発信について、SNSを活用する際に、情報を届けたい相手に届いていないのではないか。発信内容、タイミング、発信チャネルの選択などを分析していただきたい。こうした分析を踏まえて、インフルエンサーの活用など、効果的な広報活動につなげていただきたい。</p>	<p>キーフレーズを用いた島根のイメージ発信は、県内外の方々に、自らの暮らしや同じような経験との共通点を通して、「人のつながり」や「人の温もり」など、キーフレーズに込められた島根の良さや魅力に共感したり、再認識したりしていただくことにより、ふるさと島根への愛着や関心を持つ人を増やすことを目的としております。</p> <p>このイメージ発信広報を届けたい方に確実に届けるためには、対象者の年齢層や広報する時期などを意識し、より訴求効果の高い媒体を活用して発信していくことが必要であると考えております。</p> <p>このため、SNSを活用する際には、各媒体の主な利用者の傾向や特性に応じてターゲットの設定を行うなど効率的に発信を行うとともに、クリック率等の実績を分析し発信内容や使用する媒体等の見直しを適宜行っております。</p> <p>なお、特定の人物等の活用によりイメージの固定化につながるような取組は今のところ検討しておりませんが、より多くの方に、キーフレーズと、その意味する「島根らしさ」が広がっていくよう、島根版ふるさと親善大使「遣島使」や県人会の皆様にPRの協力をお願いするなどの取組を引き続き行ってまいります。</p> <p>引き続き、県内外の多くの方々に島根の良さや魅力を発信できるよう、工夫と改善を行いながら、効果的、効率的な発信に取り組んでまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
25	<p>IV-2-(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信</p> <p>●しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信</p> <p>民間の調査会社によると、島根の魅力度は全国42位で、前年から順位を4つ下げている。「しまねの『暮らし』や『魅力』の情報発信」は第2期島根創生計画においても非常に重要な施策であると考えるので、引き続き、強力に推進していただきたい。</p>	<p>島根創生計画の実現に向けては、ふるさと島根への愛着を育み、島根へ関心を持つ人を増やすことが重要であることから、キーフレーズ「誰もが、誰かの、たからもの。」を用いた島根の良さや魅力を、県内外の方と共有し実感していただけるようイメージ発信の強化に取り組んでいるところです。</p> <p>このイメージを広げ、定着させるためには、多くの方に見ていただき知りていただくよう島根の魅力の発信を強化することに加えて、島根の暮らしを具体的にイメージしていただけるよう分かりやすく発信する必要があると考えております。</p> <p>このため、より訴求効果の高い広報媒体を活用し発信するとともに、島根に定住・移住された方の生の声や動画、島根の生活事情にかかるデータを紹介するなど、具体的な発信を行ってまいります。</p> <p>今後も引き続き、県内外の多くの方々に島根の良さや魅力が伝わるよう取り組んでまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
26	<p>IV-2-(1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信</p> <p>●「イメージ発信事業」に係る県政世論調査の結果分析</p> <p>県政世論調査で、「イメージ発信広報を見て自身が島根で暮らしたいと感じた方」が前年度比4.6ポイント増の67.4%になっている一方で、「イメージ発信広報を見て子どもや友人などに島根で暮らすことを勧めたいと感じた方」は、前年度比4.6ポイント減の41.7%になっている。この結果をどのように分析しているか。</p>	<p>前年度県政世論調査において、全世代における「イメージ発信広報を見て自身が島根で暮らしたいと感じた方」が前年度比4.6ポイント増となったことについては、このようなイメージ発信広報の取組により、島根の良さや魅力を再認識した方を増やすことに一定の効果があったものと認識しております。</p> <p>一方、同調査において、30～50歳代における「イメージ発信広報を見て子どもや友人などに島根で暮らすことを勧めたいと感じた方」が前年度比4.6ポイント減になったことについては、島根の良さや魅力を感じておられる方に対しても、子ども等に勧めたいと感じられるほど、島根の魅力や暮らしのイメージが具体的に伝え切れていないことが要因と推察されます。</p> <p>このため、子どもと将来について話をする等のきっかけとなるよう、島根に定住・移住された方々に島根を選んだ理由や日常生活について語ってもらった記事や動画、島根の生活事情にかかるデータを紹介するなど、より具体的に分かりやすく発信するとともに、子育て世代など対象とする年齢層を意識して、訴求効果の高い広報媒体や内容による情報発信に引き続き取り組んでまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
27	<p>IV-2-(2) 若者の県内就職の促進 IV-2-(3) リターン・Iターンの促進</p> <p>●島根に戻ろうと思える対策 様々な経験を積むために県外に出た人が、やはり島根に戻ろうと思える対策が必要。</p>	<p>島根県では、多くの若者が進学や就職を機に県外に転出する傾向にあることから、島根への誇りや愛着を育むため、子どもの頃から学校と地域が連携・協働した教育活動を通じ、島根を愛し、島根の未来を考える子どもを増やす取組を進めています。また、県内の高等教育機関や企業が、若者の進学先や就職先の選択肢に加わるよう、これらとの接点を持てる機会を創出し、知ってもらうための取組も行っています。</p> <p>さらに、企業におけるワークライフバランス推進に向けた取組への支援や、企業誘致の取組などにより、若者にとって魅力ある職場環境や雇用の場の確保を進めています。こうした取組を通じて、若者に県内企業の魅力を充分に理解してもらい、進路の選択肢が拡がることで、結果として県内定着する方々の増加につながることを期待しております。</p> <p>また、ご意見にありますように、県外に出て学び、働いている若者に対し、「島根に戻りたい」と思っていただける取組を進めることも非常に重要であると考えております。このため、引き続き、島根の自然の豊かさや人々が互いに支え合う暮らしなどの魅力を、「誰もが、誰かの、たからもの。」のキーフレーズなども用いて発信し、若者の島根県への关心やつながりを維持するとともに、島根に「残ろう」「戻ろう」と考えるきっかけとなる取組を進めてまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
28	<p>IV－2－(4) 関係人口の拡大</p> <p>●県内向けの関係人口施策の展開</p> <p>移住されてきた方の中には、島根をもっと知りたい、楽しみたいと考えておられる方もおられる。関係人口について、県外の人と島根とのつながりだけではなく、県内でのつながりを濃くしていく視点から、県内での関係人口拡大の視点も大切なことではないか。</p>	<p>県内での関係人口拡大については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」を通じた県民への地域活動プログラム参加機会の提供 ・地域住民等が日頃の地域づくりの取組を発表し、ともに学んで仲間と交流する場への呼びかけ(地域づくりオールスター祭) <p>などの取組により、移住者を含めた県民がより島根を知り、地域とのつながりを深める機会を提供しているところです。</p> <p>今後も、こうした県民の地域活動への参画や交流等を促進し、県内での関係人口拡大を図ってまいります。</p>
29	<p>V－1－(2) 医療の確保</p> <p>●訪問看護制度の柔軟な運用</p> <p>訪問看護は、一定の要件を満たした場合（施設入所の医療的ケア児への対応等）を除いて、在宅にしか行くことができないが、看護職が不足している現状においては、施設への訪問も可能となるような柔軟な対応をしていただくと、施設としては助かるし、小規模の訪問看護ステーションの経営支援にもなる。</p>	<p>施設への訪問看護の実施については、居宅と施設のサービス提供が区別されている国の制度上、限定的にしか認められておりませんが、看護職員が不足している中、どういう対策が必要か、引き続き、訪問看護支援センターなどの関係者から具体的に現状や課題をお聞きした上で、必要な対策を検討してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
30	<p>V－1－(2) 医療の確保</p> <p>●助産師の県内定着 大学を卒業した助産師が、スキルアップでき、助産師として県内で働くことにやりがいを見出せる環境になければ県外流出につながる。人員や症例が少ない中、各病院で研修するのが難しいので効率的な研修体制が必要。</p>	<p>助産師のスキルアップについては、助産の機会が少ない医療施設から、助産師が不足する医療施設への助産師の出向を支援することにより、助産師の偏在是正を図るとともに、助産実践能力の強化に取り組んでいるところですが、より効率的な研修体制の整備については、現場のご意見をお聞きしながら検討してまいります。</p> <p>また、助産師の活躍の場については、助産師が主体的にお産を介助する「院内助産」や、助産師が外来で妊婦健診等を行う「助産師外来」が重要となっており、その普及・理解促進を図っております。</p>
31	<p>VI－1－(1) 発達の段階に応じた教育の振興</p> <p>●幼小連携のあり方 幼小連携について、カリキュラムを作成することが目的になっている印象がある。現場の実態を踏まえて内容を深めていくことにもう少し目を向けてほしい。</p>	<p>今年度、県内の多くの市町村で「架け橋期のカリキュラム」に係る研修が開催され、その意義の浸透を進めているところです。今後は、カリキュラムの効果的実施についての研修を進め、実効性の高い幼小接続を進めてまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
32	<p>VI-1-(1) 発達の段階に応じた教育の振興</p> <p>●子どもの基礎体力の向上</p> <p>子どもが姿勢を保持する力の低下を実感している。勉強する際も、体力がないと姿勢を保持して勉強し続けることができない。子どもの基礎学力に加えて、基礎体力を向上させることも必要。</p>	<p>子どもの基礎体力の向上については、未就学児等の体力向上を目的とした指導者研修会や専門指導者の派遣、公立小・中学校、義務教育学校における体育授業や体力向上の取組に対する訪問指導等を実施しております。これらについて、引き続き関係者と連携して取り組んでまいります。</p>
33	<p>VI-1-(2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進</p> <p>●親への研修機会</p> <p>子どもに対する親の覚悟が足りないと感じている。行政や学校、地域、保育所などに頼りすぎているのではないか。親を対象とした「子育てに責任を持つ意識を醸成するための研修」があつてもいいのではないか。</p>	<p>親としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す「親学プログラム」等を活用した研修を支援しております。保護者が安心して家庭教育を行えるよう、引き続き、親学ファシリテーターへの研修等の支援活動を行い、ファシリテーター等と地域住民との連携・協働による取組を推進してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
34	<p>VI-1-(6) 社会教育の推進</p> <p>●開かれた学びの仕組みづくり等</p> <p>社会教育は社会教育施設の利用数等だけで語れるものではなく、「どこでも」「誰でも」「いつでも」できるところが魅力であり、開かれたものであってほしい。中学、高校、大学といった学校教育から社会教育に至るまでの学びのパイプラインが構築されていく仕組みが目に見えてきてほしい。</p> <p>また、社会教育士の活用促進に向けた新たな取組を期待している。</p>	<p>社会教育については、学校教育、社会教育、家庭教育が、地域社会全体で子どもたちの学びと成長を支え、ふるさと島根に愛着と誇りを持った将来を担う人材を育成するといった共通の目標に向かって連携・協働する「学びのネットワーク」の構築に向け、社会教育人材を中心とした学びにつながる場の創出や、社会教育士の養成・育成といった取組を今後も継続してまいります。</p> <p>また、社会教育士の利用促進については、全国的に見ても、本県は人口に対する社会教育士の割合が高いため、こうした社会教育人材が公民館や学校などにおいて益々活躍できるよう、引き続き、「しまねの人づくり交流大会」の開催やしまねの社会人材認証・登録制度の普及といった社会教育士のネットワーク構築を図ってまいります。また、市町村と連携しながら社会教育人材の養成を進めるとともに、住民の方々が主体的に行動し、参加者から参画者へと発展していくよう、取組を推進してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
35	<p>VI－3－(3) 国際交流と多文化共生の推進</p> <p>●外国人との共生 志が高い外国人が地域や職場で活躍し、母国に帰っても島根で学んだことを活かして活躍すれば、世界が豊かになることにつながるので、共生できる環境づくりが大切。</p>	<p>県内の外国人住民数は、年々増加しており、令和7年1月1日時点で初めて1万人を超えるました。今年に入ても1月から8月の8か月間で約700人増加しており、今後も人材の不足を背景に、さらに増加することが見込まれます。</p> <p>外国人が島根に移り住む主な要因としては、県内企業等での就業があげられます。島根労働局が公表している「外国人雇用状況」の届出状況によると、令和6年10月末時点で県内の外国人労働者数は5,675人で、令和5年の4,978人から697人増加しています。</p> <p>共生できる環境づくりに向けては、職場における日本の企業文化やコミュニケーションの在り方を理解してもらうことに加え、地域住民との円滑なコミュニケーションも重要であり、そのためには、日本語能力の習得・向上及び日本生活文化やマナーの理解が欠かせないと考えています。</p> <p>こうしたことから、県では、企業向けの外国人材雇用情報提供窓口の設置に加え、県内企業に就業されている外国人材の職場への定着を図るため、外国人材（技能実習生または特定技能外国人）を受け入れている、または受け入れ予定の企業に対して、外国人材特有の事情に配慮した就労・居住環境の改善やコミュニケーション促進等の取組に要する経費の一部を助成する制度を、今年度新たに設けました。</p> <p>引き続き、県内企業等における外国人材の適正な雇用と職場定着を進めていくため、必要な情報提供や相談対応を行い、外国人材がいきいきと働き続けられる職場づくりを促進してまいります。</p> <p>加えて、外国人住民が安心して地域での生活が送れるよう、多言語での相談体制の整備や、日本語教育機会の提供等の支援を行っているほか、日本人住民向けに、多文化共生セミナーを開催するなど、多文化共生意識を醸成する取組を進めております。引き続き、市町村や関係団体等と連携し、多文化が共生する地域づくりに取り組んでまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
36	<p>VII-1-(2) 地域生活交通の確保</p> <p>● 隠岐航路の維持</p> <p>隠岐航路の減便は、特に島前地域における日常生活に大きな影響を及ぼしている。隠岐で暮らし続けていくためにも、県は企業や市町村とも連携しながら、「暮らしやすさ」を実現し、高めていっていただきたい。</p>	<p>隠岐航路の減便を受け、隠岐4町村と隠岐汽船の間では、「人材確保に係る確認書」を取り交わし、採用促進、待遇・職場環境の改善等に向け、相互に連携して取り組むこととされました。</p> <p>現在、その確認書に基づく人材確保計画の作成に向け検討が行われており、その場に県も参画し議論を進めているところです。</p> <p>引き続き、地域にお住まいの皆様が安心して住み続けられる環境の実現に向けて取り組んでまいります。</p>
37	<p>VII-1-(4) 竹島の領土権確立</p> <p>● 竹島の領土権確立に向けた国への働きかけ</p> <p>竹島の領土権確立に向けては、国において主体的に取り組まれるよう、引き続き、国に対する働きかけをお願いする。</p>	<p>これまでも政府に対して、国際司法裁判所への単独提訴を含めた外交交渉の新たな展開、「竹島の日」の閣議決定や政府主催による「竹島の日」式典の開催、政府による研究機関や隠岐の島町への啓発施設の設置などを強く求めてきたところであり、竹島問題の解決に向けた政府の主体的な取組が早期に実行されるよう、引き続き、強く求めてまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
38	<p>その他</p> <p>●県内事業者の人手不足にかかる状況把握と支援事業の周知</p> <p>県内事業者がどうやって人手不足をしのいでいるのか、募集しても人が来ない原因は何かといった、人手不足の中身についてしっかりと把握しておく必要があるのではないか。また、人手不足に対する県の支援事業の周知を進め、活用につなげていただきたい。</p>	<p>県内の雇用情勢については、事業所の新卒採用計画と充足率の調査やハローワークを所管する島根労働局からの毎月の情報提供により動向を把握しているところです。</p> <p>県内の有効求人倍率は、平成 28 年 11 月に 1.5 倍を超えてから新型コロナウイルス感染症の影響などにより一時低下するものの、令和 7 年 10 月末時点で 1.32 倍と横ばいの状態が続いており、人口減少や少子高齢化が進む中で依然として労働力不足といった構造的課題は継続しています。こうした状況下にあっては、一旦人員が減少すると新たに雇用して増加させることは容易ではないため、県内事業者は雇用延長などにより、人手不足に対応されている状況です。</p> <p>また、商工業、建設、農林水産業、医療・介護・福祉といった分野ごとに、業界団体との意見交換や事業者への訪問、アンケート調査といった方法で、業界ごとの状況や課題について把握しています。</p> <p>県では、生産性の向上や省力化への支援に取り組んでいるほか、各分野における人材確保や就業者確保に向けた支援制度を設けており、こうした制度について、引き続き、広告媒体の活用や事業者への訪問などをとおし、幅広く周知し、活用につなげてまいります。</p>
39	<p>その他</p> <p>●島大と県立大との連携へのサポート</p> <p>既に、両大学間ではできるところから連携を進めている。連携を進めるに当たり、県に相談することもあると思うので、クリアすべき課題やその解決について助言いただきくなどのサポートをお願いする。</p>	<p>県において、島根大学とのカウンターパートを政策企画監室が、島根県立大学のカウンターパートを総務部総務課が担っております。</p> <p>県と両大学との間では大学の運営方針、取組、地域連携などについて、平時から意見交換を行っております。両大学の連携の推進に当たっては、今後もこのような場を通じて両大学からの意見・要望を丁寧に聞き取るとともに、両所属が情報共有しながら、必要な支援を行ってまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
40	<p>その他</p> <p>●取り残されない高齢者対策</p> <p>高齢の独居世帯のさらなる増加が見込まれる中、孤独死を防ぐため、また、水道や道路などの維持管理の観点から、限界集落を離れて集まって住んでもらうことも行政の責任だと思う。高齢者に町の中心部に移り住んでもらい、大学生など若者と交流できるような仕掛けづくりをしていくと、まちが豊かになると思う。</p>	<p>高齢世帯の集住については、様々な意見があると承知しております。このため、まずは基礎自治体である市町村と地域の方が今後の望ましい地域のあり方についてよく話し合っていただき、対応を検討し、実施していただきたいと考えています。その上で、市町村の意見・要望を踏まえて、県として何ができるかを検討してまいります。</p> <p>また、令和7年6月に国が示した「地方創生2.0基本構想」において、「日本版CCRC」について触れられており、今後、国の動きを注視してまいります。</p>

No	意 見	県の考え方・対応
41	<p>その他</p> <p>●課題先進県としての決意</p> <p>人口減少が進む日本は、世界の課題先進国であり、その中で島根は課題先進県である。課題は非常に多く、持続可能性といったところに全てが集約される。マンパワーやお金に限りはあると思うが、そもそも言っていられない。各分野が協力し、県を支えて課題解決のモデルとなるような島根創生につなげていきたい。</p>	<p>島根県は、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、長年この課題に向き合ってきました。第1期島根創生計画におきましても、人口減少に歯止めをかけるため、新型コロナウイルス感染拡大や、エネルギー価格・物価高騰などの喫緊の課題へも対応しながら、産業振興や、結婚・出産・子育てへの支援、中山間地域・離島の暮らしの確保、地域振興を支えるインフラの整備、島根を愛する人づくりなどに全力で取り組んでまいりました。</p> <p>こうした取組の中には着実に成果をあげているものはあるものの、島根創生計画の2大目標である「合計特殊出生率」と「人口の社会移動」は依然として厳しい状況にあります。</p> <p>人口減少対策には、この政策に取り組めば出生数が増える、若者の流出が止まるといった特効薬は存在しないため、様々な政策を総動員し、島根で暮らしたい、働きたい、結婚したい、子育てしたいと希望する方が、安心して希望を実現できる環境づくりを着実に進めてまいります。</p> <p>さらに、国に対しては、中小企業の賃上げを阻害する大企業と中小企業の取引環境のは是正、物価上昇の要因となっている過度な円安のは是正、税制の見直しなどによる東京一極集中のは是正といった一地方では解決できない日本社会・日本経済全体の課題への対策を県の重点要望や知事会の場などを通じてしっかりと求めてまいります。</p> <p>また、島根創生を進めるに当たりましては、現場主義と県民目線により、県民の皆様の声をしっかりと聴いて地域の状況や課題を具体的に把握し、市町村や関係団体等とも幅広く協働し、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向けて取り組んでまいります。</p>

島根県総合開発審議会委員名簿 (任期: 令和7年7月3日～令和9年7月2日 (五十音順、敬称略))

氏名	役職	氏名	役職
青野 幸子	島根県商工会女性部連合会 会長	田邊 裕子	えーひだカンパニー株式会社 取締役
浅津 知子	未来へつなぐいのち島根県連盟 会長	谷田 一子	京見屋分店
有田 五み海	島根県保育協議会 理事	長戸 結唯	公募委員
池田 高世偉	島根県町村会 会長	中村 真実子	株式会社山陰合同銀行 取締役監査等委員
池田 康枝	公益社団法人島根県看護協会 会長	成相 善朗	日本労働組合総連合会島根県連合会 会長
上床 紘理	高津川リバービア株式会社 代表取締役	日高 光弘	島根県農業協同組合 代表理事副組合長
大谷 浩	国立大学法人島根大学 学長	福島 英治	漁業協同組合 JFしまね 代表理事専務
金崎 芳男	島根県中小企業団体中央会 会長	まつおのりお	株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長
金築 理恵	有限会社 Will さんいん 代表取締役	むろさきとみえ	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 副会長
久保田 章市	島根県市長会 会長	森本 紀彦	一般社団法人島根県医師会 会長
佐藤 隆	島根県森林組合連合会 代表理事専務	やま崎 瑞穂	フリーアナウンサー
三瓶 裕美	つちのと舎 代表		
田部長右衛門	島根県商工会議所連合会 会頭		

※総合開発審議会開催日(令和7年10月21日)時点